

# 福島県建築基準法施行条例（抄）

昭和二十六年八月七日 福島県条例第六十号

## 第三章の二 特別な配慮を要する特殊建築物の敷地及び構造

（適用の範囲）

**第四十三条の二** この章の規定は、体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、水泳場、病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター、ホテル、旅館、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、料理店又は飲食店の用途に供する特殊建築物であつて、当該用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超えるものについて適用する。

（利用者用の屋外へ通ずる出入口）

**第四十三条の三** 前条の特殊建築物を客及びこれに類する者として利用する者（以下この章において「利用者」という。）の用に供する避難階における屋外へ通ずる主要な出入口のうち一以上は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、九十センチメートル以上とすること（第九条第二号（第四十条の七において準用する場合を含む。）の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び第三十六条第一項第二号の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（利用者用の敷地内の通路）

**第四十三条の四** 前条の規定による構造の出入口と道路との間の利用者の用に供する通路は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（令第二百二十八条の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合は、次に定める構造の傾斜路を設けること。
  - ア 幅は、一・二メートル（段を併設する場合は、九十センチメートル）以上とすること。
  - イ こう配は、十二分の一（傾斜路の高さが十六センチメートル以下の場合は、八分の一）以下とすること。
  - ウ 高さが七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
  - エ 手すりを設けること。

（利用者用の居室の出入口）

**第四十三条の五** 利用者の用に供する居室の出入口のうち一以上は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上とすること（第三十七条の規定により一・五メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（利用者用の階段）

**第四十三条の六** 前条の規定による構造の出入口から第四十三条の三の規定による構造の出入口に至

る経路における利用者の用に供する令第百二十条又は令第百二十一条の規定による直通階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（第二十八条の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び令第百二十三条の規定により一・四メートル以上又は一・二メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 回り段を設けないこと（段の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（利用者用の廊下）

**第四十三条の七** 第四十三条の五の規定による構造の出入口から第四十三条の三の規定による構造の出入口に至る経路における利用者の用に供する廊下は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、一・二メートル以上とすること（第二十九条の規定により一・二メートル以上としなければならない場合及び令第百十九条の規定により一・六メートル以上又は一・二メートル以上としなければならない場合を除く。）。
- 二 高低差がある場合は、第四十三条の四第二号に規定する傾斜路を設けること。

（利用者用の便所）

**第四十三条の八** 利用者の用に供する便所（ホテル又は旅館の宿泊室内の便所を除く。）の出入口は、次に定める構造としなければならない。

- 一 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- 二 床面は、水平とすること（当該床面の構造により、通行の安全上支障がない場合を除く。）。

（制限の緩和）

**第四十三条の九** この章の規定は、知事が用途又は規模等により安全上、防火上及び衛生上支障ないと認めた場合は、これを適用しないことができる。

（既存の建築物に対する制限の緩和）

**第四十三条の十** 法第三条第二項の規定により第四十三条の三から第四十三条の八までの規定の適用を受けない第四十三条の二の特殊建築物について増築又は改築をする場合においては、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対しては、第四十三条の三から第四十三条の八までの規定は、適用しない。

- 2 法第三条第二項の規定により第四十三条の三から第四十三条の八までの規定の適用を受けない第四十三条の二の特殊建築物について大規模の修繕、大規模の模様替又は用途変更をする場合においては、第四十三条の三から第四十三条の八までの規定は、適用しない。

附則（平成十八年条例第四三号）

- 1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際に現に工事中の福島県建築基準法施行条例第四十三条の二の特殊建築物（以下「特殊建築物」という。）及びこの条例の施行前に既に工事が完了した特殊建築物については、改正後の福島県建築基準法施行条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。